

(2) 県民総ぐるみの森林保全と緑化推進、林業普及及び人材育成

公3 緑の募金

■ 緑の募金の募集、PR

・徳島森林づくり推進機構は、徳島県唯一の「緑の募金」実施団体に指定されています



県民の豊かな緑と水に恵まれた生活の維持・向上を図るため、「緑の募金」による森林整備等の推進に関する法律（「緑の募金法」といいます。）に基づく募金を行う団体に指定されています。



平成28年緑の募金事業実績（徳島県）



◇募金の種類は？

1. 家庭募金
各家庭からの寄付、地域ぐるみの募金
2. 街頭募金
街頭やイベントでの募金
3. 職場募金
官公庁、会社や団体の職場で働く人からの募金
4. 学校募金
小・中・高校の児童生徒及び教員からの募金
5. 企業募金
企業・団体の収益等からの寄付金
6. その他募金
1～5以外の募金

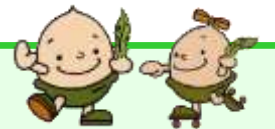


各市町村に設けていただいた市町村支部、県民局の地区支部を通じ、職場や学校、家庭などあらゆる方面で募金にご協力をいただいております。「緑の羽根」等の普及啓発資材の配布、イベントによる啓発活動、小・中・高等学校からの緑化ポスター、標語の公募など、広く「緑の募金」の周知を図っています。

◇緑の募金に関するお問い合わせ先

公益社団法人徳島森林づくり推進機構（みどり普及課）

TEL088-679-8558 FAX088-679-4104 〒771-0134 徳島市川内町平石住吉 209 番地 5（徳島健康科学総合センター内）



徳島地区	〒770-0855 徳島市新蔵町 1-67	東部農林水産局（徳島）林業振興担当	TEL088-626-8581
阿南地区	〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1	南部総合県民局（那賀）林業振興担当	TEL0884-62-3371
美波地区	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天 17-1	南部総合県民局（美波）林務担当	TEL0884-74-7482
吉野川地区	〒779-3304 吉野川市川島町宮島 736-1	東部農林水産局（吉野川）林務担当	TEL0883-26-3791
美馬地区	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73	西部総合県民局（美馬）林業振興担当	TEL0883-53-2273
三好地区	〒778-0002 三好市池田町字マチ 2415	西部総合県民局（三好）林業振興担当	TEL0883-76-0670

各市町村では、市町村役場の「緑の募金」担当にお問い合わせください。

■ とくしま協働の森づくり

徳島県地球温暖化防止条例に基づくカーボンオフセットとしてCO₂の吸収固定を図るとともに、企業の社会貢献事業として、森林所有者だけでは困難な森林の整備を、企業と徳島県、当機構の3者が協力して進めており、これまで協賛いただいたパートナーシップ企業数は130社を上回ります。

当機構発足を期に、大規模なエリアをみんなで整備する「団地化整備タイプ」と、放置林をなくそうとする市町村等を支援し、市町村単位で未整備森林等を整備する「環境林整備タイプ」を新たに設け、県民総ぐるみの森林づくりを推進しています。



Base Camp Type

「森林整備団地タイプ」 団地化によって、事業を集中的し、大規模で計画的な整備を推進。

100ha～300haの大きなまとまりで、豊かな森林環境の保全と木材利用を両立させます。

- 複数の企業・団体に立地しやすく、森林整備の効率的な実施が期待できます。
- より長年の計画可能な森林づくりが可能です。
- 木と土の両方で自然の循環が保たれ、CO₂吸収固定の効果が期待できます。
- 少人数での作業も可能で、企業間の協力関係が築けます。
- グループ企業等での参加が可能です。

Collabo Type

「環境林整備タイプ」 条件不利地で自ら整備できない森林を対象に、市町村等と連携した公的整備を推進。

環境林整備事業
市町村等が地域の豊かな森林を育むために、市町村等と連携して整備を進めます。

森林整備や事業
林業の活性化に貢献し、地域活性化を図ります。

100ha以上の森林に、市町村等と連携して整備を進めます。市町村等と連携した公的整備を推進します。

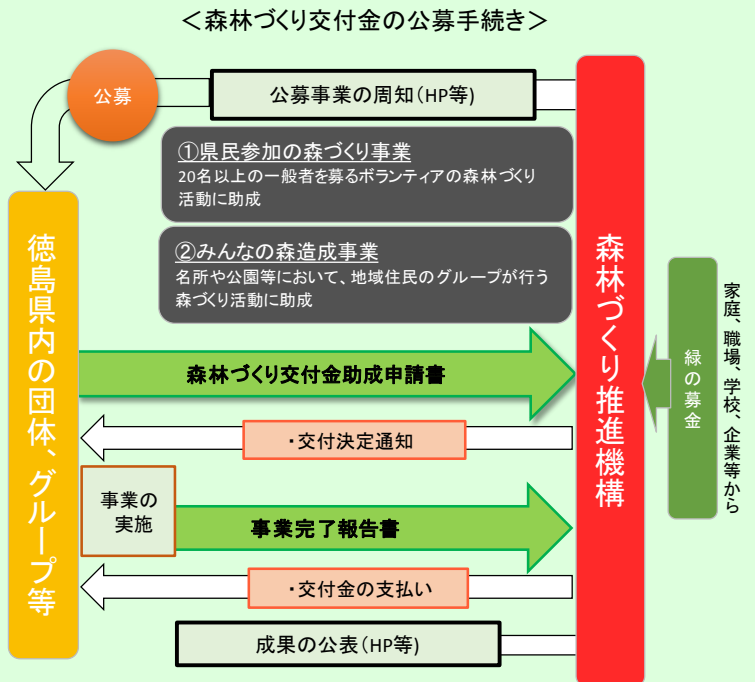
森林整備によるCO₂吸収

条例に基づくカーボンオフセット



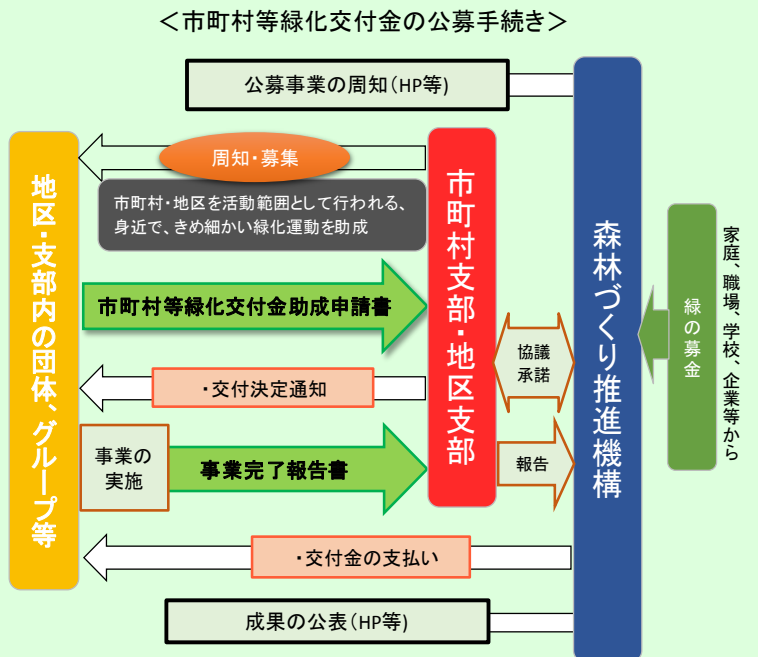
■ 森林づくり交付金

誰もが参加できる森林ボランティア活動や、植樹や間伐体験など、広く県内で森林とふれあう機会をつくり、森林等への理解と関心を深める団体活動を公募し、実施団体に対し、国の助成金を活用して支援いたします。



■ 市町村等緑化交付金

市町村支部や地区支部が、森林づくり、緑化運動への意識の醸成を図る活動等に対して、緑の募金を活用し助成します。



■ 国土緑化推進機構交付金事業

「緑の募金法」第18条第1項の規定に基づき、全国の緑化推進等に充てるため、寄附金の一部を公益社団法人国土緑化推進機構に交付します。